

職員の給与・旅費・勤務時間その他の勤務条件 及び服務に関する条例

(平成 2 年 7 月 1 日 条例第 7 号)
改正 平成 28 年 3 月 15 日 条例第 6 号

安芸広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）の職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び定年、分限、懲戒、服務、宣誓、職務に専念する義務の特例、職員の団体の登録、職員団体のための職員の行為の制限の特例、その他身分の取扱いに関して、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により条例で定めることとされている事項については、別に条例で定めがあるものを除き、安芸市の職員について定めるこれらの条例の規定による。ただし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用される第 252 条の 17 の規定に基づき、組合に派遣される職員については、派遣元の地方公共団体と組合との協議に基づき、協定書を締結して定める。なお、租税債権管理機構の職員で滞納整理に関する事務に従事する職員については、月額 5,000 円の税務手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日 条例第 6 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。